



競争的研究費の応募制限措置の考え方

2021年8月

文部科学省 科学技術・学術政策局

人材政策課 研究公正推進室

競争的研究費の応募制限措置（指針別表2）

- 特定不正行為が認定された場合、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、競争的研究費の応募制限措置を講じる。

競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表2

応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図した場合など、 <u>特に悪質な者</u>	—	10年
	2. 不正行為 があった研究に 係る論文等の 著者	当該論文等の責任を負う著者 （監修責任者、代表執筆者 又はこれらの者と同等の責任を 負うと認定された者）	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>大きく</u> 、又は行為の悪質性が <u>高い</u> と判断されるもの	3～5年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>小さく</u> 、又は行為の悪質性が <u>低い</u> と判断されるもの	2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く不正行為に関与した者	—	2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る 論文等の <u>責任</u> を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれら の者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>大きく</u> 、又は行為の悪質性が <u>高い</u> と判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が <u>小さく</u> 、又は行為の悪質性が <u>低い</u> と判断されるもの	1～2年

競争的研究費の応募制限措置



競争的資金の適正な執行に関する指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表 2 の考え方をP3～P7のとおり整理

1. 不正行為に関与した者

応募制限の対象者			不正行為の程度（P4～6に考え方を示す）		応募制限期間
			行為の悪質性	影響	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図した場合など、 特に悪質な者（P4に「特に悪質」の考え方を示す）		－		10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 （監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	高	高	7年
			高	中	6年
			中	高	
			高	低	5年
			中	中	
			低	高	
			中	低	4年
			低	中	
		低	低	3年	
		上記以外の著者	－		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く不正行為に関与した者		－		2～3年

2. 不正行為には関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者

応募制限の対象者	不正行為の程度（P7に考え方を示す）	応募制限期間
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）（P7に「責任」の考え方を示す）	高	3年
	中	2年
	低	1年

不正行為に関与した者

1. 行為の悪質性

(1) 基本的考え方

- 指導的立場にある責任著者など（※1）が、不正行為を実施している場合、不正行為や不適切な行為を指示・指導している場合、研究を行わず複数の論文等を作成している場合などは、「研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合」に相当する悪質性を有するものとし、「特に悪質」に該当するものとする。
- 「故意」による不正行為が認められる場合は、「特に悪質」～「中」とし、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為の場合は、「中」～「低」とする。程度（特に悪質～低）の判断に当たっては、不正行為の常態化（不正論文等の数や不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶか否か）等を考慮する。
- 「考え方（例）」を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とするが、「考え方（例）」によることが合理的でない場合は、不正調査においてその判断理由を示す必要がある。
- なお、不正調査においては、不正行為に関与した者の故意性の有無を認定した上で、故意性がないと認められる場合には、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」であるか否かを認定する必要がある。

【※1：「など」は、研究室・ゼミの主宰者や「特に悪質」に該当する行為を主導した研究者が著者になっている場合を想定】

程度	「行為の悪質性」の考え方（例）
特に悪質	○研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合 ○応募制限措置を受けた後、再度不正行為を行った場合（ただし、次頁の（※2）の事由に該当する場合は、ただちに「特に悪質」とせず、個別に判断するものとする。） ○指導的立場にある責任著者などによる不正行為であって、以下のいずれかに該当するもの ・不正な若しくは不適切な研究の実施、指示、指導により、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・研究室、研究グループぐるみの研究不正を主導し、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・研究活動を全く行わずに、複数の論文等を執筆・投稿した場合、又は、これらに相当する場合（調査対象者が、根拠となる実験ノート・データ等を全く提出せず、研究実態が確認できない場合や、論文等の根幹をなす部分を適切な引用なく流用した場合を含む。） 【※赤字は、これまで「特に悪質」に該当するものとして明記していなかった項目】
高	○指導的立場にある責任著者などによる不正行為であって、以下のいずれにも該当しないもの（上記の「特に悪質」の要件に該当しないもの） ・不正な若しくは不適切な研究の実施、指示、指導により、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・研究室、研究グループぐるみの研究不正を主導し、複数の論文等を執筆・投稿した場合、若しくは、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合、又は、これらに相当する場合 ・研究活動を全く行わずに、複数の論文等を執筆・投稿した場合、又は、これらに相当する場合（調査対象者が、根拠となる実験ノート・データ等を全く提出せず、研究実態が確認できない場合や、論文等の根幹をなす部分を適切な引用なく流用した場合を含む。） ○指導的立場にある責任著者などによる、指導した学生の論文等の不適切な流用

不正行為に関与した者

(続き)

程度	「行為の悪質性」の考え方（例）
高	○「指導的立場にある責任著者など」以外の著者の「故意」による不正行為が認められる場合であって、以下のいずれかに該当するもの ・データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合
中	○「指導的立場にある責任著者など」以外の著者の「故意」による不正行為が認められる場合であって、以下のいずれにも該当しないもの（上記の「高」の要件に該当しないもの） ・データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合 ○「故意」による不正行為ではなく、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為と認められる場合であって、以下のいずれかに該当するもの ・データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合
低	○「故意」による不正行為ではなく、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」による不正行為と認められる場合であって、以下のいずれにも該当しないもの（上記の「中」の要件に該当しないもの） ・データや画像等に不適切な加工・修正等を行い、若しくは、先行研究等と自己の研究成果を区別せず適切な引用を行わずに、多くの論文等を執筆・投稿した場合、又は、不正論文等の掲載時期が複数年度に及ぶ場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の重要な部分である場合 ・不正行為が行われた箇所が、論文等の結論に影響を及ぼす場合 ○指導的立場にある責任著者などによる不正な又は不適切な研究の指示、指導により、拒否することが困難な状況で不正行為を行った場合（※2）

不正行為に関与した者

2. 研究の進展への影響・社会的影響

(1) 基本的考え方

- 「研究の進展への影響」については、学術的な新規性・価値、不正行為の内容の結論への影響等により判断する。
- 「社会的影響」については、不正論文等の流通範囲、被引用回数等により判断する。
- 「考え方（例）」を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とするが、「考え方（例）」によることが合理的でない場合は、不正調査においてその判断理由を示す必要がある。
- 上記を踏まえて（2）により総合的な判断を行う。

程度	研究の進展への影響の考え方（例）	社会的影響の考え方（例）
高	次のいずれかに該当するもの ○不正行為の行われた箇所が、論文等の結論に影響する場合 ○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が高いと認められるもの	次のいずれかに該当するもの ○論文等の内容・結論が医療や安全性に関する基準など、直接社会的・経済的な影響を生じうる場合 ○不正行為が、学問への信頼を著しく損なう場合 ○流通範囲が広い学術誌等に掲載された場合など社会的影響が高いと認められるもの
中	○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が中程度と認められるもの	○流通範囲が中程度以下の学術誌等に掲載された場合など社会的影響が中程度と認められるもの
低	○公表された論文等の内容が真正であった場合に、学術的な新規性や価値が低いと認められるもの	○一部の関係者のみに頒布されているなど流通範囲が極めて限定されている媒体に掲載されたもの又は学会等での口頭発表のみである場合など社会的影響が低いと認められるもの

(2) 「研究の進展への影響」と「社会的影響」の総合的な判断の方法

程度	研究の進展への影響	社会的影響
高	高	高
	高	中
	中	高
中	高	低
	中	中
	低	高
低	中	低
	低	中
	低	低

不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者

(1) 基本的考え方

- 責任著者など指導的立場にある研究者においては、研究の実施や論文等の執筆・投稿に当たり、論文等の公正性の確保のために、直接的に必要な確認を行う、又は、必要な確認体制・仕組みを構築し、他の研究者に確認を行わせるなど、管理責任を果たすことが求められる。
- このため、特定不正行為が認定された場合に、研究の実施や論文等の投稿に当たっての共著者間の確認体制が十分でない場合、又は、責任著者を含めた著者が、本来果たすべき確認等を怠ったと判断される場合は、「不正に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定する。
 - 特に、不正行為に関与した者を指導・監督する立場にある責任著者等については、他の著者よりも、責任の「程度」が重くなることに留意する。
 - 「考え方（例）」を踏まえ、不正行為の程度を判断することを原則とするが、「考え方（例）」によることが合理的でない場合は、不正調査においてその判断理由を示す必要がある。
 - なお、著者として、本来果たすべき必要な確認等を行っており、不正行為を発見することが客観的に困難と考えられる場合は、「不正に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定することは要しない。

程度	認定すべき「論文等の責任を負う著者」の考え方（例）	
	不正行為に関与した者を指導・監督する立場にある責任著者等	左記以外の著者
高	論文等の作成過程において、不正行為を防止する措置（実験ノート、生データ、史料等の確認）を、故意に行っていない場合	論文等の作成過程において、不正行為を防止する措置（実験ノート、生データ、史料等の確認）を、故意に行っていない場合
	【不正行為に関与した者の措置年数が、6年以上の場合】 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合	—
中	【不正行為に関与した者の措置年数が、6年以上の場合】 - 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合 【不正行為に関与した者の措置年数が、5年以下の場合】 - 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合	著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、複数の論文等において、不正行為を防止できなかった場合、又は、これらに相当する場合
低	【不正行為に関与した者の措置年数が、5年以下の場合】 責任著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合	著者として本来果たすべき必要な確認等を怠ったことにより、1編の論文等において、不正行為を防止できなかった場合
なし	著者として、本来果たすべき必要な確認等を行っており、不正行為を発見することが困難と考えられる場合（不正行為が常態化している場合を除く。）	

(参考 1) 日本の研究者の論文等の撤回の状況

- 論文等の撤回数ランキングでは、論文等の撤回数の上位に日本人研究者が多くを占める特徴がある。
- これらの日本人研究者は、全て医生命系の研究者である。

論文等の撤回数ランキング

順位	撤回された論文等の数	国
1	1 8 3	日本
2	1 5 6	ドイツ
3	1 0 6	日本
4	8 2	日本
5	7 1	イラン
6	5 8	オランダ
7	5 3	日本
8	4 8	アメリカ
9	4 3	台湾
1 0	4 1	アメリカ
...		
1 3	4 0	日本
...		
2 0	3 1	日本
...		

※ 順位及び撤回された論文等の数は、The Retraction Watch Leaderboard（2021年8月5日閲覧）による。ランキングは、日々更新される。
(<https://retractionwatch.com/the-retraction-watch-leaderboard/>)

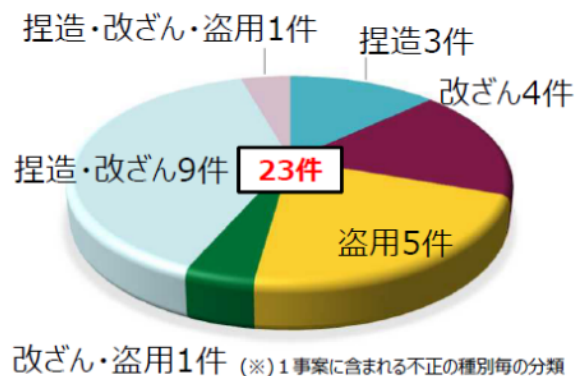
(参考2) 特定不正行為の認定・公表状況 (2021年7月末時点)

特定不正行為の件数

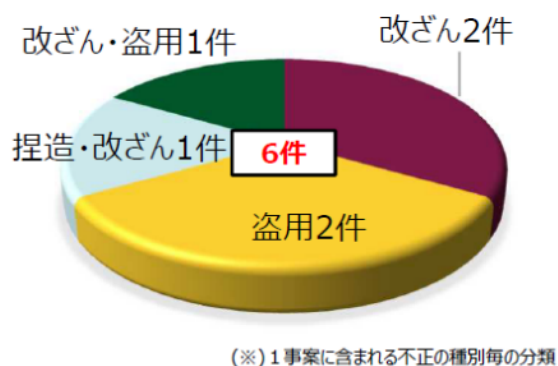
○文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2021年7月）に認定・公表された不正事案（特定不正行為：捏造、改ざん、盗用）は、**60事案**。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	～2021年7月	合計
医生命系	2件	3件	8件	1件	3件	5件	1件	23件
理工系	1件	2件	-	2件	-	1件	-	6件
人社系	6件	4件	7件	4件	6件	4件	-	31件
合計	9件	9件	15件	7件	9件	10件	1件	60件

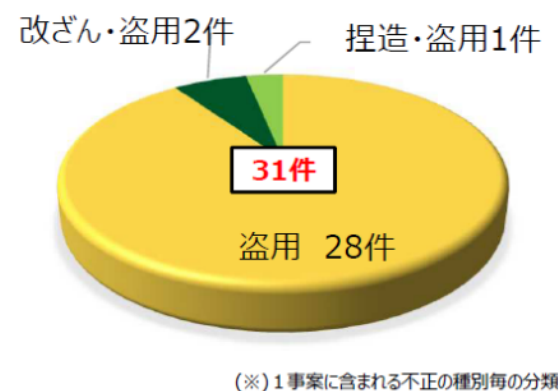
医生命系



理工系



人社系



(参考3) 特定不正行為に関与した者等の数 (2021年7月末時点)

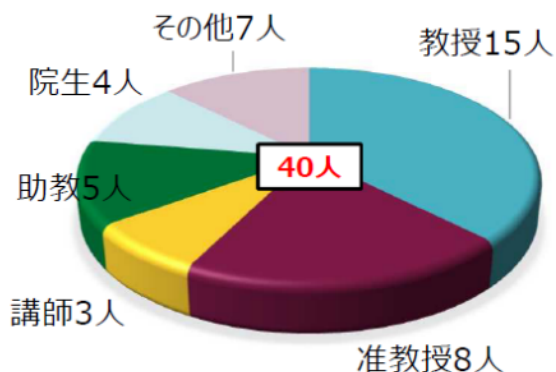
特定不正行為に関与した者等の数

○文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2021年7月）に認定・公表された不正事案（特定不正行為：捏造、改ざん、盗用）において、「不正行為に関与した者」及び「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定された者の総数は、**78人**。

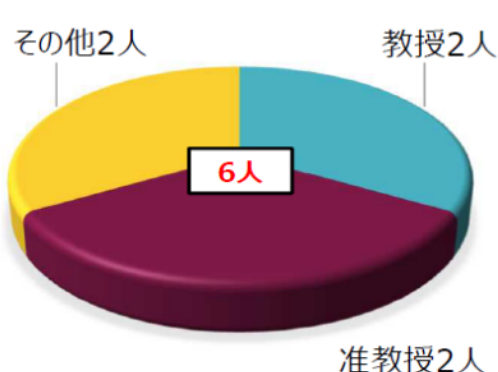
	教授	准教授	講師	助教	院生	その他	合計
医生命系	15人	8人	3人	5人	4人	5人	40人
理工系	2人	2人	-	-	-	2人	6人
人社系	15人	9人	2人	1人	3人	2人	32人
合計	32人	19人	5人	6人	7人	9人	78人

※同一の者が複数の職位で特定不正行為を行った場合は、高い職位でカウント

医生命系



理工系



人社系

